かめのり大学院留学アジア奨学生

月次報告レポート (2023年3月)

-研究について

博士後期課程への進学が無事決定されました。そのために、博士課程における論文のテーマで悩んでいるところです。

本来ですと、修士課程において定型約款の規制に書いたものですから、博士後期課程においては、まずは修士課程で書いた論文を修正、投稿し、その後、定型約款の開示、定型約款の変更についての論文を書き、最終的には「定型約款の法的性質およびその範囲」について研究を行うことを考えていました。

しかしですが、修士論文の口頭審問において、これらの構成を述べた際に、審査を行われた先生から、順番が逆ではないかという指摘を頂きました。すなわち、定型約款の法的性質(それ以外の約款との関係など)や範囲を確定してから、その下の規範について述べるべきではないかという指摘です。

無論、このような構成を考えていたのには理由があります。定型約款の法的性質や範囲については、まだそれに本格的に触れている論文も少なければ、現在までの主張は、不当条項規制の議論と同様に、紛糾している状態です。また、定型約款というもの自体が他国ではそれと類似しているものを探すことが難しく、その正体を究明することが非常に困難であると考えています。そこから、それであれば、法制審議会において既にその方向性が定められている定型約款の諸規定を手がかりとして定型約款の法的性質や範囲を明らかにすることができるのではないかと考えたのです。

自分の研究については、このようなことを考えながら、自分が書いた修士論文を読み直したりしています。

また、春休みには定型約款にだけ集中するより、契約法や権利(債権や物権)と関わる論文を読み、もうちょっと視野を広げようとしているところです。

-生活について

皆様いかがお過ごしでしょうか。わたくしは元気にしております。異常気温のせいか、既に桜が満 開ですが、花見にはもう行かれていらっしゃるのでしょうか。

先日は、かめのり同窓会にお呼びいただきありがとうございました。アジア留学生の方だけでなく、 他の方をお会いしたり、日本の伝統文化に触れる機会を設けて頂き、誠にありがとうございました。 大変楽しませて頂きました。

- 3月には、できなかった運動を再開したり、音楽を聴きながら生活をしています。明後日からはまた博士後期課程に入学しますので、それまではゆっくり過ごしたいと思っています。
- 3月25日は修了式に参加しました。お陰様で、無事修士課程を修了することができました。この 2年間、かめのり財団の皆様の温かいご支援がなければ、無事修了できなかったのではないかと考え ています。本当にありがとうございました。

早稲田大学大学院 法学研究科 民事法学専攻 博士前期課程(M2) 尹 美香 (ユン ミヒャン)